

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス・制度等についてご紹介します。

なお、サービス内容・制度の詳細については、各機関・団体に直接お問い合わせください。

まずは
相談したい方

岡山労働局
→P1,2

岡山県
労働委員会
→P3

法テラス岡山
→P4

岡山弁護士会
→P5

岡山県
社会保険労務士会
→P6

岡山県司法書士会
→P8

紛争解決制度を
利用したい方

岡山労働局
→P1,2

岡山弁護士会
→P5

岡山県
労働委員会
→P3

岡山県
社会保険労務士会
→P6

裁判、労働審判等を
利用したい方

岡山簡易裁判所
→P7

岡山地方裁判所
→P7

岡山労働局（雇用環境・均等室）

<特長> 簡易・迅速・無料・秘密厳守の紛争解決援助サービス！

問合せ先	利用できる制度	制度概要等
岡山労働局 総合労働相談コーナー 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 3 階 （電話）086-225-2017 岡山総合労働相談コーナー （岡山労働基準監督署内） 岡山市北区大供 2-11-20 （電話）086-283-4540 倉敷総合労働相談コーナー （倉敷労働基準監督署内） 倉敷市大島 407-1 （電話）086-422-8177	総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談	（制度概要） 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 （費用） 無料。 （相談方法） 電話または面談。予約不要。 （相談日時） 月曜日～金曜日 9:30～17:00 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。 ● 岡山労働局総合労働相談コーナー ● 岡山総合労働相談コーナー（岡山労働基準監督署内） ● 倉敷総合労働相談コーナー（倉敷労働基準監督署内） ● 津山総合労働相談コーナー（津山労働基準監督署内） ● 笠岡総合労働相談コーナー（笠岡労働基準監督署内） ● 和気総合労働相談コーナー（和気労働基準監督署内） ● 新見総合労働相談コーナー（新見労働基準監督署内）
津山総合労働相談コーナー （津山労働基準監督署内） 津山市山下 9-6 （電話）0868-22-7157 笠岡総合労働相談コーナー （笠岡労働基準監督署内） 笠岡市笠岡 5891 （電話）0865-62-4196	労働局長による助言・指導	（制度概要） 民事上の個別労働紛争について、岡山労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 （費用） 無料。
和気総合労働相談コーナー （和気労働基準監督署内） 和気郡和気町福富 313 （電話）0869-93-1358 新見総合労働相談コーナー （新見労働基準監督署内） 新見市新見 811-1 （電話）0867-72-1136	岡山紛争調整委員会によるあっせん	（制度概要） 民事上の個別労働紛争について、岡山労働局長から委任を受けた岡山紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 （費用） 無料。

問合せ先	利用できる制度	制度概要等
岡山労働局 雇用環境・均等室 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 3 階 (電話) 086-225-2017	相談	(制度概要) 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム・有期雇用労働者の均等・均衡待遇、パワーハラスメント等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパート・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関するご相談を受け付けております。 (費用) 無料。 (相談方法) 電話または面談。予約不要。 (相談日時) 月曜日～金曜日 9:30～17:00 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
	労働局長による 紛争解決の援助	(制度概要) 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関わる民事上の個別労働紛争について、岡山労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。 (費用) 無料。
	調停	(制度概要) 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、岡山労働局長から委任を受けた岡山紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 (費用) 無料。

岡山県労働委員会

＜特長＞ 公（公益委員）・労（労働者委員）・使（使用者委員）の三者構成を
活かした解決援助サービス！

問合せ先	利用できる制度	制度概要等
岡山県労働委員会事務局 岡山市中区小橋町 1-1-25 岡山県庁小橋町庁舎 2 階 （電話）086-226-7563 （FAX）086-273-0900 （E-mail） kobetsu@pref.okayama.lg.jp	相談	（制度概要） 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働者個人と使用者の間に発生した様々な問題について、随時相談を受け付けています。 （費用）無料。 （相談方法）面談、電話または電子メール。 （相談日時） 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 8:30～17:15（面談は要事前連絡）
	個別労働関係紛争 あっせん	（制度概要） 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件等に関する紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、話し合いによる解決へのお手伝いをいたします。 3 名 1 組のあっせん員が、公正中立の立場であっせんを行い、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。 なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みや合意が図れない場合、同手続きは終了となります。 ※労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁・不当労働行為救済の制度を利用することになります。 （費用）無料。

日本司法支援センター岡山地方事務所（法テラス岡山）

＜特長＞ 労働問題等の様々な法律トラブルに対応！

問合せ先	利用できる制度	制度概要等
法テラス岡山 岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2 階 (電話) 050-3383-5491 (サポートダイヤル) (電話) 0570-078374 ※PHS・IP 電話からは 03-6745-5600	情報提供	(サービス内容) 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。 (費用) 無料（通話料は利用者負担）。 (利用方法) 電話または来所。 (受付日時) ● 法テラス 平日 9:00～17:00（昼休み 12:00～13:00） （土日祝祭日休業） ● サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業） (注意点) 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。
	民事法律扶助	(サービス内容) 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。 (費用) 法律相談は無料。弁護士費用等の立替えについては分割での返済が必要になります。 (利用方法) 月曜日・水曜日 面談による法律面談（要予約） 金曜日 電話による法律相談（要予約） (注意点) <u>収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。</u> 弁護士費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適合することという条件を満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合、利用できます。

岡山弁護士会

<特長>（岡山仲裁センターによる仲裁）法律の専門家が公平・中立な立場で、示談成立のお手伝い！

問合せ先	利用できる制度	制度概要等
岡山弁護士会 岡山市北区南方 1-8-29 （電話）086-223-4401 （受付）平日 10:00～16:30 岡山弁護士会 法律相談センター （電話）086-234-5888 （受付）平日 9:00～16:30	法律相談	（サービス概要） 岡山弁護士会法律相談センターでは、岡山・倉敷・津山・井笠・東備・新見・高梁・勝英・真庭・夜間・土日の各センターで、損害賠償（交通事故など）、家事（相続、遺言、離婚など）、債権回収、消費者被害、セクハラ・DV 問題、契約問題、刑事事件、多重債務（破産、民事再生など）、過払金返還請求など、あらゆる法律相談をお受けします。 （費用）相談料 40 分以内 5,500 円。 相談料は、相談の場所・時間・内容によって異なります。相談内容によっては無料となるものもあります。 （相談日時） 相談の場所により異なります。詳細は岡山弁護士会にお問い合わせいただくか、岡山弁護士会ホームページにてご確認ください。
	労働と生活に関する 弁護士相談	賃金不払いや解雇、労働災害などの労働問題（労働者側の相談に限ります。）や貧困等による生活困難に関する問題を抱える方を対象に、弁護士が初回無料でご相談に応じます。詳細は岡山弁護士会にお問い合わせいただくか、岡山弁護士会のホームページをご確認ください。
	岡山仲裁センターによる仲裁 (和解あっせんや仲裁判断)	（サービス概要） 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。いずれの問題にしても弁護士が関与して紛争の円満解決を図るものです。 （費用）有料。 申立手数料 11,000 円（申立人のみ） 期日手数料 5,500 円（申立人・相手方） その他、成立手数料がかかります。 （その他）申立前に必ず弁護士の法律相談を受けてください。 費用、手続き等の詳細は、岡山弁護士会にお問い合わせいただくか、岡山弁護士会のホームページをご確認ください。

岡山県社会保険労務士会

<特長>労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！

問合せ先	利用できる制度	制度概要等
岡山県社会保険労務士会 総合労働相談所 岡山市北区野田屋町 2-11-13 7F 予約申し込みナビダイヤル (電話) 0570-064-794	総合労働相談	(サービス概要) 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。 (費用) 無料。 (利用方法) 面談相談。 (相談時間) 第1～4金曜日 13:00～16:00 (年末年始、お盆、祝日を除く 要予約)
岡山県社会保険労務士会 ホームページ ホームページアドレス https://www.okayama-sr.jp	Eメール 労働・年金相談 (常時受け付け)	(利用方法) 岡山県社会保険労務士会ホームページ→無料相談→お問い合わせ (質問フォーマット) ホームページアドレス https://www.okayama-sr.jp
社労士会 労働紛争解決センター 岡山岡山市北区野田屋町 2-11-13 7F 岡山社会保険労務士会内 ナビダイヤル (電話) 0570-064-794 月～金曜日 10:00～17:00 ※年末年始、お盆、祝日を除く	労働紛争解決センター によるあっせん	(制度概要) 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士(あっせん員)が、職場のトラブル(解雇、賃金問題等)の当事者(労働者・経営者)双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。 (費用) 有料。 申立手数料 3,000 円 (消費税別途)。

裁判所

問合せ先	利用できる制度	利用できる制度
岡山地方裁判所 岡山簡易裁判所 岡山市北区南方 1-8-42 (電話) 086-222-6771 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝祭日、年末年始を除く	民事訴訟手続 (地方裁判所・簡易裁判所)	裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が 140 万円以下の場合には簡易裁判所、140 万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は主張と証拠の提出を的確に行う必要があります。
	労働審判手続 (地方裁判所)	労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員 2 名が労働審判委員会を構成し、原則として 3 回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に労働審判（内容に応じた労働審判委員会による判断）を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用に当たっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。
	民事調停手続 (簡易裁判所)	調停主任裁判官と民間から選ばれた調停委員 2 名以上が調停委員会を構成し、双方から事情をよく聴いて、話し合いにより、実情に応じた解決を図る手続です。 相手方との間に話し合いの可能性がある場合は、この手続によることが考えられます。
	(費用) 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。岡山裁判所のホームページ (https://www.courts.go.jp/okayama/index/html) にも費用の説明を掲載しています。 (ご注意) 裁判所の窓口では、上記手続に関する説明を行ったり、申立て等に使用する定型の書式や案内用リーフレットをお渡ししています。岡山裁判所のホームページ (https://www.courts.go.jp/okayama/index.html) にも手続の説明や書式等を掲載しています。労働審判手続については、前記ホームページで詳しくご案内しています。なお、裁判所では、労働相談業務、法律相談業務及び弁護士等の紹介は行っておりません。	
※岡山地方裁判所本庁のほか、津山、倉敷、新見の各支部においても民事訴訟（訴額が 140 万円を超える場合）について対応できます。（労働審判は岡山地裁本庁のみ取扱い） ※岡山簡易裁判所のほか、県内 9 つの簡易裁判所においても民事調停、少額訴訟、民事訴訟（訴額が 140 万円以下）について対応できます。		

岡山県司法書士会

＜特長＞ 登記・供託・訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、
もって自由かつ公正な社会の形成に寄与します。

問合せ先	利用できる制度	制度概要等
岡山県司法書士会 岡山市北区駅前町 2-2-12 (代表)086-226-0470 司法書士総合相談センター (3拠点センターの相談電話番号につき右記載のとおり)	司法書士の行う 業務（労働問題 関係）	(サービス概要) 労働問題に関係する司法書士業務としては主に以下のものが 挙げられます。 ① 裁判所提出書類（訴訟・執行関係書類等）の作成・相談 ② 簡易裁判所における民事訴訟手続きの代理 ③ 民事調停手続きの代理 ④ 上記②③に関する法律相談 ＊上記②～④については、簡裁訴訟代理等関係業務の認定を 受けた司法書士のみが行うことができます。 ＊労働問題に関する相談も④として紛争額（訴額）140 万円 以下の範囲内で行うことができます。
	無料電話相談 （司法書士総合 相談センター）	司法書士総合相談センター （予約不要。以下の3拠点にて実施しています） ・おかやま総合相談センター 086-224-2334 （受付 月曜 ～ 木曜 17:00～19:00） ・くらしき総合相談センター 086-435-3533 （受付 月曜 ～ 金曜 17:00～19:00） ・つやま総合相談センター 090-9730-2333 （受付 月曜 ～ 金曜 17:00～19:00） ＊司法書士業務全般（登記・供託・裁判・成年後見・労働問 題・消費者問題・事業承継等）につき、司法書士会員が丁寧に 相談に応じます。
	無料面談相談 （岡山県司法書 士会館および県下 各地の自治体会 場等において実 施）	岡山県司法書士会および同会各支部（岡山支部・倉敷支部・ 津山支部）においては、岡山県司法書士会館及び県下多数の 会場にて無料面談相談を実施しております。 ＊会場ごとに予約方法、実施日時が異なるため、詳細については 岡山県司法書士会ホームページ(https://www.okayama-shiho.com) にてご確認ください。 ＊電話でのお問い合わせは岡山県司法書士会ホームページ上に 記載されている各会場担当の電話番号まで。あるいは岡山県司 法書士会（代表）086-226-0470（受付平日 9:00～ 17:00）まで。

作成：岡山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

（事務局：岡山労働局雇用環境・均等室 TEL086-225-2017）（R7.11）